

協議第 3 1 号

平成 1 5 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（男女共同参画関係）について

各種事務事業の取扱い（男女共同参画関係）について別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第31号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
男女共同参画関係

津地区合併協議会

協議項目	25.各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる分野に男女が共に参画し、個性豊かな充実した人生を送ることができる社会を実現するため、男女共同参画条例を制定し、基本計画の策定を行うものとする。 男女共同参画都市宣言を新市においても行うものとする。
関係項目	男女共同参画関係		

調整の内容説明	先進地事例
<p>男女共同参画都市宣言 新市においても、男女共同参画都市宣言を行う方向で調整する。</p> <p>男女共同参画推進条例 新たな条例については、津市・久居市の条例の特性を踏まえ、住民の意見及び地域の特性が反映できるよう調整していく。 なお、新市条例制定までの間については、津市旧条例の精神を引継いで諸施策を推進していくものとする。</p> <p>男女共同参画基本計画 新市の男女共同参画基本計画が策定できるまでは、現行の男女共同参画基本計画を考慮して、男女共同参画に関する施策を実施していく。</p>	<p>(1) さいたま市 女性施策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。 女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター計画との調整を図り進めるものとする。</p> <p>(2) 南アルプス市 ・新市において、速やかに男女共同参画プランを策定する。 ・宣言都市については平成15年3月31日で終了し、新市において検討中である。 ・事業についても新市で策定する。</p> <p>(3) 川薩地区法定合併協議会 条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、基本計画を策定する。</p>